

申告相談（確定申告・住民税申告）のお知らせ

相談期間 令和8年2月16日（月）～3月16日（月）
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

相談時間 9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)

※会場内の混雑状況により、受付を前倒しで終了することがあります
※申告にあたりマイナンバーカード等（裏面を参照）を持参ください

相談会場

和田山会場	本庁舎本館4階 会議室	生野会場	生野老人福祉センター2階*
山東会場	山東庁舎1階	朝来会場	朝来庁舎2階 会議室

*生野庁舎建替工事により会場を変更しています

受付日程

期日\会場名	和田山会場 (本庁舎本館)	生野会場 (生野庁舎西館)	山東会場 (山東庁舎)	朝来会場 (朝来庁舎)
2月	●	●	●	●
	●	●	●	●
	●	●	●	●
	●	●	●	●
	●	●	●	●
	受付休み	受付休み	受付休み	受付休み
	受付休み	受付休み	受付休み	受付休み
	受付休み	受付休み	受付休み	受付休み
	●	●	受付休み	受付休み
	●	●	●	●
	●	●	●	●
	●	●	●	●
	●	●	●	●
	●	●	●	●
	受付休み	受付休み	受付休み	受付休み
3月	受付休み	受付休み	受付休み	受付休み
	●	●	受付休み	受付休み
	●	●	●	●
	●	●	●	受付休み
	●	●	●	●
	●	●	●	受付休み
	●	●	●	受付休み
	●	●	●	受付休み
	●	●	●	受付休み
	●	●	●	受付休み
	●	●	●	受付休み
	●	●	●	受付休み
	●	●	●	受付休み
	●	●	●	受付休み
	●	●	●	受付休み

※「●」→受付を行っている日です

※「受付休み」→受付を休ませていただきます

【裏面もご覧ください】

本人確認書類・番号確認書類が必要です

申告書の提出（郵送を含む）にあたり、マイナンバーの記載のほか、本人確認書類と番号確認書類を提示（郵送の場合はその写しの提出）が必要となります。

本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、健康保険の被保険者証、年金手帳、介護保険の被保険者証等のうち1点
番号確認書類	マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード、個人番号が記載された住民票の写しのうち1点

郵送で申告される方（住民税申告のみ）

申告書に住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・マイナンバー・必要事項等（所得や控除など）の記入漏れがないことを確認するとともに、控除証明書など必要書類一式を返信用封筒で朝来市役所税務課あてに提出してください。

確定申告書を郵送される方は、次のいずれかに送付してください

和田山税務署 〒669-5201 朝来市和田山町和田山 388 番地 1	大阪国税局業務センター阪神分室 〒661-8523 尼崎市若王寺 3 丁目 11 番 46 号
---	--

給与収入と公的年金等の収入との両方がある方

給与収入が85万円を超え、併せて公的年金等の収入が80万円（65歳以上の方（昭和36年1月1日以前に生まれた方）は130万円）を超える方は、給与で年末調整をした場合であっても所得税の確定申告が原則必要です。

事業所得（営業等・農業）、不動産所得の申告

1年分（1月～12月）の売上・収入や経費を科目ごとにまとめ、申告書に記入してください（領収書やレシートを持参されても科目ごとにまとめていない場合は受付しません）。

農業をされている方は、別添の整理表等を活用してまとめてください。

家屋や機械等の資産を取得し、新たに減価償却費に計上する場合、購入した資産の領収書等の提示が必要です。

医療費控除は、支払った医療費が還付されるものではありません

医療費控除は、確定申告することで源泉徴収された所得税から納めすぎた所得税の還付を受けたり、住民税申告で翌年度の住民税（所得割）を抑えることができますが、支払った医療費が還付されることはありません。

このことから、住民税が非課税の方、住民税（均等割）のみ課税されている方には医療費控除による効果はありませんのでご注意ください。

【確定申告される方へ】

マイナンバーカードを使って「いつでも・どこでも」
申告できるe-Taxをぜひご利用ください！

【お問い合わせ】

朝来市役所 税務課

電話 079-672-6119

【裏面もご覧ください】